

第5次狭山市男女共同参画プランの事業実施状況報告

(令和7年度)

狭 山 市

1. 趣 旨

第5次狭山市男女共同参画プラン（計画期間：令和4年度～令和8年度）（以下「第5次プラン」という。）に掲げた各事業の着実な推進と実効性の確保を図るため、狭山市男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、令和7年度の事業の実施状況と今後の方向性について施策ごとに報告します。

2. 施策体系

「人権が尊重され ^{ひと}女と^{ひと}男が輝けるまち さやま」の基本理念のもと、男女共同参画を推進するための4つの基本方針に14施策、93事業を掲げ、関係部署との連携を図りながら、総合的に施策に取り組みました。

基本方針

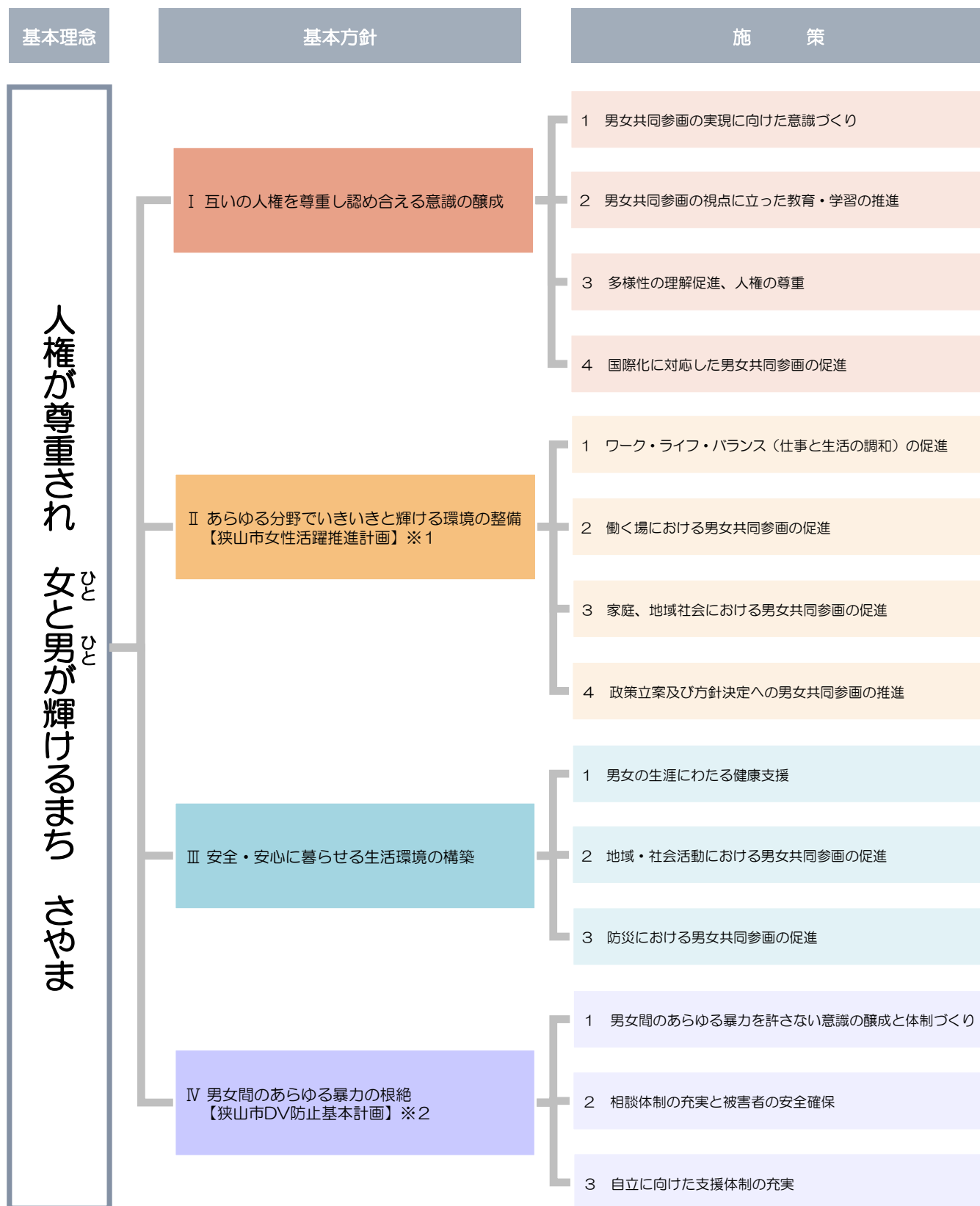
- I 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成
- II あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備
- III 安全・安心に暮らせる生活環境の構築
- IV 男女間のあらゆる暴力の根絶

<施策・事業数>

（単位：件）

	施 策	施策の具体的な内容	具体的な取組み(事業)
基本方針 I	4	11	26
基本方針 II	4	11	27
基本方針 III	3	7	25
基本方針 IV	3	6	15
合 計	14	35	93

< 施策体系図 >



施策の具体的な内容

- ①男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- ②家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進
- ③男女共同参画に関する情報収集と提供

- ①男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進と充実
- ②教育関係者の意識啓発の推進と充実
- ③生涯学習における男女平等教育の推進と充実

- ①性的少数者（LGBTQ等）に配慮した男女共同参画の理解と尊重
- ②メディアにおける人権の尊重

- ①国際理解のための情報収集と提供
- ②外国人市民への支援体制の充実
- ③国際理解のための教育と地域活動の促進

- ①ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進
- ②多様なライフスタイルに対応した環境づくり

- ①男女の雇用機会における平等の促進
- ②女性が能力を発揮できる環境づくり
- ③多様な働き方への支援
- ④家族経営・小規模事業所等への意識啓発の推進

- ①家庭生活における男女共同参画の促進
- ②地域社会における男女共同参画の促進

- ①審議会等への女性の登用の推進
- ②女性人材の発掘・育成
- ③職員の意識改革及び職場環境の整備

- ①健康的な生活を送るための意識・健康づくりの促進
- ②性と生殖に関する健康と権利
（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解と尊重

- ①協働のまちづくりの推進
- ②地域・社会活動団体への支援
- ③世代の特性に応じた地域参加・活動への支援の推進
- ④困難を抱えた女性等が地域で安心して暮らせる環境の整備

- ①地域の防災分野における男女共同参画の推進

- ①男女間のあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発活動の推進
- ②各種ハラスメントの防止に向けた教育・啓発活動の推進

- ①DV相談体制の充実と機能強化
- ②被害者の安全確保の充実
- ③関係機関との連携強化と防犯情報の提供

- ①被害者の自立に向けた支援体制の充実

SDGsとの関係



3. 事業の評価方法

(1) 評価方法と評価の流れ

「狭山市男女共同参画プラン」の実効性を高めるため、各事業の達成度・配慮度を男女共同参画の視点から評価し、男女共同参画センターへ報告します。

センター側では報告内容を取りまとめて担当課へフィードバックを行い、庁内の推進状況を共有することで、各施策の継続的な改善と質の向上を図ります。

(2) 事業担当課による評価方法

①具体的な取り組みの達成度

各事業の具体的な取り組みに関する達成度を、担当課が以下の区分で評価します。

【達成度の評価区分】

評価値	具体的な取り組みの達成度の評価基準
A	具体的な取り組みに基づく事業を実施し、十分な効果が得られた
B	具体的な取り組みに基づく事業を実施し、一定の効果が得られた
C	具体的な取り組みに基づく事業を実施したが、あまり効果がなかった (または一部課題が残った)
D	具体的な取り組みに基づく事業を実施したが、ほとんど効果がなかった (または多くの課題が残った)
E	予定していた事業を実施しなかった
—	その他(効果測定不能、事業終了 など)

②実施事業に対する配慮度

各事業の事業実績に対する配慮度視点項目を、担当課が評価区分に基づき評価します。

配慮度視点項目の評価値をもとに配慮度(%)を算出し、その割合に応じて「A～E」の5段階評価を行います。

※実施事業の評価値は別紙「第5次狭山市男女共同参画プラン事業の担当課による評価値」のとおり

【配慮度視点項目】

- ①事業の企画・立案・実施にあたり男女双方の意見がとりいれられているか。
- ②事業の対象者を男女ともに想定し、現状やデータを男女別にしているか。
- ③男女にとって利用・参加しやすい配慮をしているか。
- ④広報・印刷物などが、男女共同参画に配慮した表現になっているか。
- ⑤事業効果が男女双方に及ぶよう配慮しているか。

【配慮度視点項目の評価区分】

3	十分に配慮した	2	配慮した	1	多少配慮した	0	できなかった	－	評価対象外
---	---------	---	------	---	--------	---	--------	---	-------

【配慮度に基づく評価区分】

評 価	A	B	C	D	E
配慮度	90%以上	80%以上 90%未満	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	40%未満

4. 事業の評価結果

第5次プランに位置づけた、具体的な取り組み93事業における令和7年度に担当課が実施した総事業数は216件となりました。実施事業内訳等の詳細については、別紙「第5次狭山市男女共同参画プラン事業の担当課による評価値」のとおりです。

【具体的な取り組みの達成度（令和7年度）】

評価	基本方針				合計	割合
	I	II	III	IV		
A	件 31	件 37	件 64	件 31	件 163	% 73.8
B	11	18	10	12	51	23
C	0	2	0	0	2	0.9
D	0	0	0	0	0	0.0
E	0	0	0	0	0	0.0
－	1	3	0	1	5	2.3
合 計	43	60	74	44	221	100.0

- * 「評価」欄の「－」は、事業が既に廃止されているもの、効果の測定が不能と判断したもの
- * 当評価については令和7年度より開始しており、配慮度とは異なる「具体的な取り組み」の事業達成度を評価したもの

【実施事業に対する配慮度（令和7年度）】

（参考）

評価	配慮度	基本方針				合計	割合	令和6年度 評価結果
		I	II	III	IV			
A	90%以上	件 36	件 38	件 58	件 37	件 169	% 78.2	% 81.6
B	80%以上 90%未満	4	13	10	6	33	15.3	14.1
C	60%以上 80%未満	2	5	6	0	13	6.0	3.8
D	40%以上 60%未満	0	0	0	0	0	0.0	0.0
E	40%未満	0	0	0	0	0	0.0	0.0
—	—	0 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (1)	1 (5)	0.5	0.5
合 計		42 (1)	57 (3)	74 (0)	43 (1)	216 (5)	100.0	100.0

※（ ）は事業実施なし

*「評価」欄の「—」は、事業実施がないもの、実務は他課に係る事業であるため担当課での評価が困難なもので、評価対象外としたもの

5. 基本方針の成果目標の達成状況

第5次プランに掲げた15の成果目標の達成状況を、基本方針ごとに次のとおりまとめました。

進捗状況
の凡例



現状値(令和2年度)より改善



現状値(令和2年度)から横ばい



現状値(令和2年度)より後退

○基本方針Ⅰに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和7年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
1	性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合(そう思わない+どちらかといえばそう思わない) 【男女共同参画センター】	69.8%	76.2%	80.6%	80.0%	
2	男女共同参画に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数 【男女共同参画センター】	414人	34人	1,391人	770人	
3	人権教育に関する事業への参加者数 【社会教育課】	4,070人	2,352人	6,701人	4,800人	
4	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)という言葉と意味を知っている人の割合 【男女共同参画センター】	—	65.1%	75.1%	80.0%	

※1及び4の実績値は、市民意識調査にて算出した数値である

○基本方針Ⅱに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和7年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
5	保育施設待機児童数（7年度当初時点）【保育幼稚園課】	69 人	19 人	12 人	0 人	
6	学童保育室待機児童数(7年度当初時点)【青少年課】	52 人	55 人	84 人	0 人	
7	働き方に関する講座の参加者数【男女共同参画センター・商工観光課】	57人	68 人	205人	80人	
8	認知症サポーター養成人数(累計)【介護保険課】	6,993人	11,687 人	14,399人	17,687人	
9	審議会等における女性委員の登用率(7年度当初時点)【総務課】	28.8%	31.6%	34.1%	40.0%	
10	市職員の課長相当職に占める女性の割合*【職員課】	6.2%	13.8%	25.3%	15.0%	

*課長相当職に指導主事、派遣職員は含まない

○基本方針Ⅲに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和7年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
11	乳がん検診の受診率【保健センター】	—	17.4%	20.2%	22.0%	
12	健康づくり講演会の参加者数【健康づくり支援課】	245 人	—	101 人	250 人	
13	地域活動・社会活動を「特にしていない」と回答する割合【男女共同参画センター】	50.7%	50.0%	52.3%	45.0%	
14	自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加者数【危機管理課】	1 人	—	0 人	20 人	

※13の実績値は、市民意識調査にて算出した数値である

○基本方針Ⅳに関する成果目標達成状況

No.	項目・担当課等	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	令和7年度	目標値 (令和8年度)	進捗 状況
15	DVを受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合【男女共同参画センター】	58.9%	47.1%	3.7%	60.0%	—

※当実績値は、市民意識調査にて算出した数値である

*「DVを受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合」は、令和7年度の市民意識調査にて、より実態に即した数値の把握を目的として「DVを受けたとき、あなたはどこ（誰）に相談したか」という設問に変更している。このことから現状値と比較し、大幅な減となった

6. 総評

(1) 基本方針Ⅰ

基本方針Ⅰについては、講演会や各種事業への参加者数が増加し、男女共同参画への啓発が着実に図られている結果となりました。また、「性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合」や「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉と意味を知っている人の割合」についても現状値から上昇しており、男女共同参画に関する意識変容が進んでいることが伺えます。今後も機会を捉えた周知を継続し、互いの人権を尊重しあえる意識の醸成を推進します。

(2) 基本方針Ⅱ

基本方針Ⅱについては、共働き世帯の増加に伴い、学童保育室の待機児童数は依然として多い状況にあります。一方で、審議会等における女性委員の登用率や、市職員の課長相当職に占める女性の割合は向上しています。引き続き、あらゆる分野において男女が対等な立場で社会参画できる環境づくりに向け、施策の推進に努めます。

(3) 基本方針Ⅲ

基本方針Ⅲについて、乳がん検診の受診率は目標値に近づいております。一方で、地域活動等に参加していない割合は増加していることから、地域活動や各種講座への参加にを促すため、広報や啓発活動をより推進してまいります。

(4) 基本方針Ⅳ

基本方針Ⅳについては、DV被害時の相談行動をより実態に即して把握するため、令和7年度の市民意識調査より設問を「DVを受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合」から「DVを受けたとき、あなたはどこ（誰）に相談したか」に変更しました。公的機関へ相談する割合が低いことが判明したため、DV防止に関する啓発活動や、相談機関の周知及び利用しやすい体制づくりを進めてまいります。